

地方消費税率の引上げ分の使いみち

消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）、その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に充てることとされています。平成30年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

経費区分		決算額 (千円)	財源内訳		
			特定財源 (国県支出金等) (千円)	一般財源 (千円)	うち引上げ分の地方消費税 交付金 (千円)
社会福祉	障害者福祉	7,844,828	5,097,579	2,747,249	412,792
	高齢者福祉	775,120	76,086	699,034	105,715
	児童福祉	13,065,835	8,980,216	4,085,619	616,670
	生活保護	7,240,717	5,456,576	1,784,141	269,321
	その他	41,872	326	41,546	5,034
社会保険 (介護保険事業等)		8,520,657	1,260,691	7,259,966	1,094,904
保健衛生		208,595	117,604	90,991	12,585
合計		37,697,624	20,989,078	16,708,546	2,517,021

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。